

令和8年度

三田市予算書

令和 8 年度三田市予算書

目 次

議案第 7 号	令和 8 年度三田市一般会計予算	1
議案第 8 号	令和 8 年度三田市国民健康保険事業特別会計予算	1 8
議案第 9 号	令和 8 年度三田市公営墓地整備事業特別会計予算	2 3
議案第 1 0 号	令和 8 年度三田市駐車場事業特別会計予算	2 7
議案第 1 1 号	令和 8 年度三田市介護保険事業特別会計予算	3 2
議案第 1 2 号	令和 8 年度三田市後期高齢者医療事業特別会計予算	3 6

一 般 会 計

議案第7号

令和8年度三田市一般会計予算

令和8年度三田市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ53,637,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月17日提出

三田市長 田村克也

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金額
5 市 税		18,452,747
	5 市 民 税	8,548,346
	10 固 定 資 産 税	7,902,068
	15 軽 自 動 車 税	252,551
	20 市 た ば こ 税	549,802
	30 都 市 計 画 税	1,199,979
	35 入 湯 税	1
10 地 方 譲 与 税		334,000
	4 地 方 揮 発 油 譲 与 税	63,000
	5 自 動 車 重 量 譲 与 税	251,000
	15 森 林 環 境 譲 与 税	20,000
13 利 子 割 交 付 金		69,000
	5 利 子 割 交 付 金	69,000
16 配 当 割 交 付 金		294,000
	5 配 当 割 交 付 金	294,000
19 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		388,000
	5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	388,000
22 法 人 事 業 税 交 付 金		264,000
	5 法 人 事 業 税 交 付 金	264,000
25 地 方 消 費 税 交 付 金		3,060,000
	5 地 方 消 費 税 交 付 金	3,060,000
28 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		87,000
	5 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	87,000
37 地 方 特 例 交 付 金		191,700
	5 地 方 特 例 交 付 金	190,400

(単位：千円)

款	項	金額
	20 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	1,300
40 地方交付税		4,152,000
	5 地方交付税	4,152,000
45 交通安全対策特別交付金		10,000
	5 交通安全対策特別交付金	10,000
50 分担金及び負担金		140,148
	5 分担金	3,300
	10 負担金	136,848
55 使用料及び手数料		967,271
	5 使用料	805,526
	10 手数料	161,745
60 国庫支出金		10,684,089
	5 国庫負担金	5,728,918
	10 国庫補助金	4,927,870
	15 国庫委託金	27,301
65 県支出金		4,145,180
	5 県負担金	2,347,392
	10 県補助金	1,586,820
	15 県委託金	210,968
70 財産収入		238,982
	5 財産運用収入	222,102
	10 財産売却払収収入	16,880
75 寄附金		559,950
	5 寄附金	559,950
80 繰入金		2,729,416
	5 特別会計繰入金	46,975

(単位：千円)

款	項	金額
	10 基 金 繰 入 金	2,680,941
	15 財 産 区 繰 入 金	1,500
85 繰 越 金		1
	5 繰 越 金	1
86 諸 収 入		991,316
	5 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	16,587
	10 市 預 金 利 子	1
	15 公 営 企 業 等 貸 付 金 元 利 収 入	89,556
	20 貸 付 金 元 利 収 入	224,883
	35 雑 入	660,289
88 市 債		5,878,200
	5 市 債	5,878,200
歳 入 合 計		53,637,000

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
5 議 会 費		329,373
	5 議 会 費	329,373
10 総 務 費		7,284,305
	5 総 務 管 理 費	6,551,594
	10 徴 税 費	352,746
	15 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	292,531
	20 選 挙 費	47,055
	25 統 計 調 査 費	4,516
	30 監 査 委 員 費	35,863
15 民 生 費		18,022,867
	5 社 会 福 祉 費	2,480,619
	10 障 害 者 福 祉 費	2,695,217
	15 高 齢 者 福 祉 費	3,807,718
	20 児 童 福 祉 費	7,993,644
	25 生 活 保 護 費	1,045,524
	30 災 害 救 助 費	145
20 衛 生 費		7,510,426
	5 保 健 衛 生 費	1,291,469
	10 清 掃 費	4,297,477
	15 病 院 費	1,667,876
	20 水 道 費	253,604
25 農 林 業 費		873,607
	5 農 業 費	838,014
	10 林 業 費	35,593
30 商 工 費		528,891
	5 商 工 費	528,891

(単位：千円)

款	項	金額
35 土木費		8,212,448
	5 土木管理費	308,583
	10 道路橋梁費	1,661,635
	15 河川費	82,431
	20 都市計画費	6,049,070
	25 住宅費	110,729
40 消防費		1,831,445
	5 消防費	1,831,445
45 教育費		5,906,365
	5 教育総務費	1,112,870
	10 小学校費	1,232,265
	15 中学校費	1,301,817
	16 特別支援学校費	48,174
	20 幼稚園費	451,841
	25 社会教育費	567,792
	30 保健体育費	1,191,606
55 公債費		3,107,273
	5 公債費	3,107,273
89 予備費		30,000
	89 予備費	30,000
歳出合計		53,637,000

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額
職 員 福 利 厚 生 事 業 費	令 和 8 年 度 令 和 11 年 度 ま で	3 1 , 7 5 2
心 道 会 館 指 定 管 理 費	令 和 8 年 度 令 和 13 年 度 ま で	2 3 , 3 2 0
公 用 車 管 理 業 務 委 託 費	令 和 9 年 度 令 和 12 年 度 ま で	5 2 , 0 0 0
三 田 駅 前 C ブ ロ ッ ク 地 区 公 益 的 施 設 整 備 事 業 費 (負 担 金 協 定)	令 和 8 年 度 令 和 9 年 度 ま で	4 0 3 , 9 5 4
三 田 駅 前 C ブ ロ ッ ク 地 区 公 益 的 施 設 整 備 事 業 費 (指 定 管 理 費)	令 和 8 年 度 令 和 13 年 度 ま で	2 1 6 , 2 8 4
三 田 駅 前 C ブ ロ ッ ク 地 区 公 益 的 施 設 整 備 事 業 費 (開 館 前 準 備 業 務 委 託 費)	令 和 9 年 度	8 6 0

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額
まちづくり協働センター運営管理業務委託費	令和8年度 令和11年度	59,697
三田市男女共同参画計画策定支援業務委託費	令和9年度	3,307
ギガスクールセキュリティサービス利用料	令和9年度 令和12年度	35,616
地域イントラネット接続区間ダークファイバ賃借料	令和8年度 令和13年度	57,820
市 税 当 初 課 税 業 務 費	令和9年度	20,729
固 定 資 産 評 価 業 務 委 託 費	令和9年度	836

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額
県 議 会 議 員 選 挙 執 行 費	令 和 8 年 度 令 和 9 年 度 ま で	7 , 9 7 6
第 4 次 三 田 市 地 域 福 祉 計 画 策 定 支 援 業 務 委 託 費	令 和 9 年 度	4 , 1 3 2
障 害 者 就 業 支 援 セ ン タ ー ・ 精 神 障 害 者 支 援 セ ン タ ー 業 務 委 託 費	令 和 8 年 度 令 和 13 年 度 ま で	1 2 4 , 7 8 0
第 3 次 食 育 推 進 計 画 策 定 支 援 業 務 委 託 費	令 和 9 年 度	4 , 0 6 6
女 性 ガ ン 検 診 事 務 費	令 和 8 年 度 令 和 9 年 度 ま で	2 , 4 4 2
肝 炎 ウ イ ル ス 検 診 事 務 費	令 和 8 年 度 令 和 9 年 度 ま で	7 8 9

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額
歯 科 口 腔 健 診 事 務 費	令 和 8 年 度 令 和 9 年 度 ま で	1 , 4 4 0
後 期 高 齢 者 基 本 健 診 事 務 費	令 和 8 年 度 令 和 9 年 度 ま で	1 , 4 7 0
聖 苑 火 葬 炉 更 新 事 業 費	令 和 8 年 度 令 和 10 年 度 ま で	2 2 0 , 5 0 0
指 定 ご み 袋 安 定 供 給 事 業 費	令 和 8 年 度 令 和 9 年 度 ま で	8 6 , 0 0 0
三 田 市 一 般 廃 棄 物 処 理 基 本 計 画 費 策 定 支 援 業 務 委 託 費	令 和 9 年 度	5 , 8 5 0
ご み 焼 却 処 理 施 設 運 転 管 理 業 務 委 託 費	令 和 8 年 度 令 和 10 年 度 ま で	4 9 6 , 2 2 1

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額
農業用ラジコン草刈機貸出事業費	令和9年度 令和10年度	6,000
ため池廃止工事費	令和9年度	50,000
道路・公園・環境施設等包括管理業務委託費	令和8年度 令和11年度	593,200
水路清掃業務委託費	令和8年度 令和9年度	19,000
香下山田線落石防護工事費	令和9年度	54,900
駐輪・駐車場施設指定制管理費 (一般会社)	令和8年度 令和13年度	433,756

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額
市 営 住 宅 西 山 団 地 1 号 棟 費 昇 降 機 改 修 工 事 費	令 和 8 年 度 令 和 9 年 度 ま で	2 2 , 1 1 0
市 営 住 宅 西 山 団 地 2 号 棟 費 昇 降 機 改 修 工 事 費	令 和 8 年 度 令 和 9 年 度 ま で	4 0 , 9 2 0
水 槽 付 消 防 ポ ン プ 自 動 車 更 新 事 業 費	令 和 8 年 度 令 和 9 年 度 ま で	9 8 , 1 4 0
看 護 師 同 乗 タ ク シ ー 通 学 支 援 業 務 委 託 費	令 和 8 年 度 令 和 9 年 度 ま で	1 , 9 3 8
小 学 校 水 泳 授 業 民 間 施 設 利 用 事 業 費	令 和 8 年 度 令 和 9 年 度 ま で	2 6 , 0 5 3
三 田 小 学 校 大 規 模 改 修 工 事 費 (I 期)	令 和 9 年 度	2 9 3 , 7 7 6

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額
新統合中学校建設基本設計・実施設計等業務委託費	令和9年度 令和10年度	303,300
市立認定こども園給食等外部委託費	令和8年度 令和11年度	19,074
市立認定こども園通園バス運行业務委託費	令和8年度 令和11年度	73,182
給食搬送車両購入費	令和8年度 令和9年度	9,800
ゆりのき台給食センター施設修繕事業費	令和8年度 令和9年度	35,000
給食センター基本計画策定支援・民間活力等導入可能性調査業務委託費	令和8年度 令和9年度	9,900

(単位:千円)

事 項	期 間	限度額
児 童 ・ 生 徒 ・ 園 児 健 康 管 理 事 業 費	令 和 8 年 度 令 和 9 年 度 ま で	1 3 , 0 4 5
兵 庫 県 信 用 保 証 協 会 が 業 償 融 資 し た 三 田 市 中 小 企 補 償	令 和 8 年 度 令 和 17 年 度 ま で	令和8年度に兵庫県信用保証協会の保証により融資を受けた者が、令和8年度以降令和17年度までに、当該協会に対して損失を生ぜしめた場合における当該損失の額

第 3 表 地 方 債

(単位:千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
防 災 対 策 事 業 費	5,700	普 通 貸 借 又 は 証 券 発 行 (他の地方公 共団体との共 同発行を含む)	年5.0%以内 (ただし、利率見直し方式 で借り入れる政府資金及 び地方公共団体金融機 構資金について、利率の 見直しを行った後におい ては、当該見直し後の利 率)	政府資金については、その融 通条件により、銀行その他の 場合にはその債権者と協定す る。ただし、市財政の都合によ り償還期間を短縮し、若しくは 繰上償還又は左記利率の範 囲内で借換え及び利率の見 直しをすることができる。
総 務 管 理 事 業 費	9,800			
庁 舎 整 備 事 業 費	10,900			
コ ミ ュ ニ テ ィ 施 設 整 備 事 業 費	56,000			
児 童 福 祉 施 設 整 備 事 業 費	54,800			
社 会 福 祉 施 設 整 備 事 業 費	273,200			
清 掃 施 設 整 備 事 業 費	1,650,500			
農 業 施 設 整 備 事 業 費	16,700			
観 光 施 設 整 備 事 業 費	62,800			
道 路 橋 梁 整 備 事 業 費	533,500			
河 川 整 備 事 業 費	10,000			
都 市 計 画 事 業 費	1,251,300			
住 宅 整 備 事 業 費	15,000			
消 防 施 設 整 備 事 業 費	550,700			
小 学 校 施 設 整 備 事 業 費	419,200			
中 学 校 施 設 整 備 事 業 費	880,200			
幼 稚 園 施 設 整 備 事 業 費	77,900			
計	5,878,200			

特 別 会 計

国民健康保険事業特別会計

議案第8号

令和8年度三田市国民健康保険事業特別会計予算

令和8年度三田市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ11,229,700千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第3条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、500,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第4条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 保険給付費の各項に計上した保険給付費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月17日提出

三田市長 田村克也

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
5 国 民 健 康 保 険 税		2,166,993
	5 国 民 健 康 保 険 税	2,166,993
10 一 部 負 担 金		1
	5 一 部 負 担 金	1
15 使 用 料 及 び 手 数 料		350
	5 手 数 料	350
30 県 支 出 金		8,222,101
	10 県 補 助 金	8,222,101
40 財 産 収 入		1,600
	5 財 産 運 用 収 入	1,600
45 繰 入 金		796,226
	5 他 会 計 繰 入 金	747,596
	10 基 金 繰 入 金	48,630
55 諸 収 入		42,429
	5 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	26,400
	15 雑 入	16,029
歳 入 合 計		11,229,700

歳 出

(単位：千円)

款	項	金額
5 総務費		173,791
	5 総務管理費	156,452
	10 徴税費	16,886
	15 運営協議会費	453
10 保険給付費		7,840,448
	5 療養諸費	6,694,732
	10 高額療養費	1,118,896
	15 出産育児諸費	20,010
	20 葬祭諸費	6,500
	25 移送費	100
15 国民健康保険事業費納付金	30 結核医療付加金	210
		3,097,149
	5 医療給付費分	2,108,673
	10 後期高齢者支援金等分	728,542
	15 介護納付金分	191,643
25 保健事業費	20 子ども・子育て支援金分	68,291
		94,212
	5 特定健康診査等事業費	59,480
30 基金積立金	10 保健事業費	34,732
		1,600
40 諸支出金	5 基金積立金	1,600
		21,500
89 予備費	5 償還金及び還付加算金	21,500
		1,000
	89 予備費	1,000
歳出合計		11,229,700

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
国 民 健 康 保 険 税 当 初 課 税 業 務 費	令 和 8 年 度 令 和 9 年 度 ま で	9 0 0
特 定 健 康 診 査 事 業 費	令 和 8 年 度 令 和 9 年 度 ま で	1 , 3 4 2
特 定 保 健 指 導 事 業 費	令 和 9 年 度	4 9 6

公営墓地整備事業特別会計

議案第9号

令和8年度三田市公営墓地整備事業特別会計予算

令和8年度三田市の公営墓地整備事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ27,600千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、20,000千円と定める。

令和8年2月17日提出

三田市長 田村克也

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
5 事 業 収 入		26,100
	5 使 用 料 及 び 手 数 料	26,100
10 繰 入 金		1,500
	5 他 会 計 繰 入 金	1,500
歳 入 合 計		27,600

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
5 公 営 墓 地 整 備 費		17,950
	5 公 営 墓 地 管 理 費	17,200
	10 公 営 墓 地 整 備 事 業 費	750
15 諸 支 出 金		9,650
	5 他 会 計 支 出 金	9,650
歳 出	合 計	27,600

駐車場事業特別会計

議案第10号

令和8年度三田市駐車場事業特別会計予算

令和8年度三田市の駐車場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ49,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、30,000千円と定める。

令和8年2月17日提出

三田市長 田村 克也

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
5 使 用 料 及 び 手 数 料	5 使 用 料	49,000
歳 入 合 計		49,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
6 駐 車 場 管 理 費		26,299
	5 駐 車 場 管 理 費	26,299
7 諸 支 出 金		22,701
	5 他 会 計 支 出 金	22,701
歳 出	合 計	49,000

第 2 表 債 務 負 担 行 為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
駐 輪 ・ 駐 車 場 施 設 指 定 管 理 費 (駐 車 場 事 業 特 別 会 計 分)	令 和 8 年 度 令 和 13 年 度 ま で	1 5 2 , 4 0 0

介護保険事業特別会計

議案第 1 1 号

令和 8 年度三田市介護保険事業特別会計予算

令和 8 年度三田市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 8,906,900 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000 千円と定める。

令和 8 年 2 月 1 7 日提出

三田市長 田 村 克 也

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
5 保 険 料		2,285,937
	5 介 護 保 険 料	2,285,937
15 使 用 料 及 び 手 数 料		283
	5 手 数 料	283
20 国 庫 支 出 金		1,589,588
	5 国 庫 負 担 金	1,468,793
	10 国 庫 補 助 金	120,795
25 支 払 基 金 交 付 金		2,291,109
	5 支 払 基 金 交 付 金	2,291,109
30 県 支 出 金		1,245,444
	5 県 負 担 金	1,198,375
	6 県 補 助 金	47,069
35 財 産 収 入		7,299
	5 財 産 運 用 収 入	7,299
40 繰 入 金		1,486,894
	5 他 会 計 繰 入 金	1,431,747
	10 基 金 繰 入 金	55,147
45 繰 越 金		1
	5 繰 越 金	1
50 諸 収 入		345
	5 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	1
	15 雑 入	344
歳 入 合 計		8,906,900

歳出

(単位：千円)

款	項	金額
5 総務費		263,445
	5 総務管理費	198,450
	10 徴収費	14,176
	15 介護認定審査会費	50,819
10 保険給付費		8,206,678
	5 介護サービス等諸費	8,206,678
15 地域支援事業費		342,294
	5 地域支援事業費	342,294
17 保健福祉事業費		1,875
	5 保健福祉事業費	1,875
20 サービス事業費		30,639
	5 介護予防サービス事業費	30,639
25 基金積立金		7,300
	5 基金積立金	7,300
30 諸支出金		49,669
	5 償還金及び還付加算金	2,694
	10 他会計支出金	46,975
89 予備費		5,000
	89 予備費	5,000
歳出合計		8,906,900

後期高齢者医療事業特別会計

議案第12号

令和8年度三田市後期高齢者医療事業特別会計予算

令和8年度三田市の後期高齢者医療事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ3,535,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、200,000千円と定める。

令和8年2月17日提出

三田市長 田村克也

第 1 表 歳入歳出予算

歳 入

(単位：千円)

款	項	金 額
5 保 險 料		1,792,372
	5 後 期 高 齡 者 医 療 保 險 料	1,792,372
10 使 用 料 及 び 手 数 料		21
	5 手 数 料	21
12 国 庫 支 出 金		602
	10 国 庫 補 助 金	602
15 繰 入 金		1,668,237
	5 他 会 計 繰 入 金	1,668,237
20 繰 越 金		71,733
	5 繰 越 金	71,733
25 諸 収 入		2,035
	5 延 滞 金 、 加 算 金 及 び 過 料	235
	15 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,800
歳 入 合 計		3,535,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
5 総 務 費		63,546
	5 総 務 管 理 費	54,136
	10 徴 収 費	9,410
10 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金		3,467,654
	5 後 期 高 齢 者 医 療 広 域 連 合 納 付 金	3,467,654
15 諸 支 出 金		1,800
	5 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	1,800
89 予 備 費		2,000
	89 予 備 費	2,000
歳 出 合 計		3,535,000

